

第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

6-1 景観重要建造物の指定の方針

戦災により市街地の大半を焼失した本市にとって、残された歴史的建造物は市民の大切な財産であり、また、地域のシンボルとして親しまれる建造物も同様に重要な景観資源となるものです。このように景観上重要な建造物を後世に伝えるため、景観重要建造物として指定することを検討し、地域の景観まちづくりに活用します。

景観重要建造物の指定の基本方針は次の①から④のいずれか、および⑤に該当するものとします。

- ① 地域の景観上、重要な役割を果たしているもので、特に外観上優れているもの
- ② 歴史的景観や文化的景観を特徴づけるもので、良好な景観形成に寄与しているもの
- ③ 市民や地域住民に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっているもの
- ④ 良好な景観形成の規範となっているもので、周辺の良い景観の創出が期待できるもの
- ⑤ 公共の場から容易に見ることができるもの

6-2 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれ、地域のシンボルとなっている樹木を景観重要樹木として指定することを検討し、地域の景観まちづくりに活用します。

景観重要樹木の指定の基本方針は次の①から④のいずれか、および⑤に該当するものとします。

- ① 地域の景観上、重要な役割を果たしているもので、樹形や樹高など特に外観上優れているもの
- ② 歴史的景観や文化的景観を特徴づけるもので、良好な景観形成に寄与しているもの
- ③ 市民や地域住民に親しまれ、地域のシンボルやランドマークとなっているもの
- ④ 良好な景観形成の規範となっているもので、周辺の良い景観の創出が期待できるもの
- ⑤ 公共の場から容易に見ることができるもの

6-3 景観重要建造物・樹木の指定の流れ

